

報告

## 特別支援教育における学生ボランティアの活用の試み

山本真由美<sup>1)</sup>・長積 仁<sup>1)</sup>・大橋 眞<sup>1)</sup>・金丸 芳<sup>1)</sup>・寺嶋吉保<sup>2)</sup>・長宗雅美<sup>2)</sup>  
(徳島大学総合科学部<sup>1)</sup>・徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部医療教育開発センター<sup>2)</sup>)

要約：障害を持つ児童生徒への教育は特別支援教育に移行し、学習障害、ADHD、高機能自閉症（広汎性発達障害）などの新しい障害領域が加えられた。制度的にはこのような変化があるが、学校現場の支援体制は物的環境、人的環境において整っていない。大学が県・市の教育委員会と連携し、大学生を学習支援ボランティアとして小中学校に派遣し、教員の補助的役割を担うことは、特別支援教育にとってどのような影響があるかを報告することを目的とした。県・市の教育委員会から各10名程度の大学生の募集があったので、3・4年生を対象として募集した。募集に応じた学生は事前オリエンテーションを各教育委員会から受け、小中学校に4時間/1日、派遣された。派遣校教員と学生ボランティアへの面接、質問紙調査から「教室に支援の手と目が増えた（学習支援ボランティアがいることで子どもをみてくれる人が増え、支援してくれる人が増えた）」、「子どもの反応から対応を考える力がついた」などの評価が得られた。

(キーワード：特別支援教育、大学生、ボランティア、教育委員会)

### Attempt of Student Volunteers in the Special Needs Education

YAMAMOTO Mayumi<sup>1)</sup>, NAGAZUMI Jin<sup>1)</sup>, OHHASHI Makoto<sup>1)</sup>, KANAMARU Kaoru<sup>1)</sup>, TERASHIMA Yoshiyasu<sup>2)</sup> and NAGAMUNE Masami<sup>2)</sup>

(The University of Tokushima Faculty of Integrate art and science<sup>1)</sup>, Institute of Health Biosciences<sup>2)</sup>)

Abstract : The education of children with disabilities shifted to special support education. This education added new disability areas of learning disabilities (LD), attention-deficit/hyperactivity disorder (ADHD), high functional autistic disorder (HFA: pervasive developmental disorder [PDD]). Although this implies a change in the institution, the support system of the school is not yet set in material and human means.

The present study aimed at reporting the impact of dispatching students as volunteers to school for the special support education. The university collaborates with the Boards of Education of the prefecture/city. The boards of education were recruiting each 10 students at the university. The authors recruited 3<sup>rd</sup> and 4<sup>th</sup> students. Each student who applied to recruitments received orientation from the board of education. They were dispatched 4 hours a day. After an examined questionnaire and an interview with teachers and students, the results were as follows. Teachers said that eyes to watch and hands to take care of children have increased. Students said they have improved their capacity to answer to the reactions of the children.

(Key words: special support education, university students, volunteer, board of education)

### 1. 背景

特別支援教育は、サラマンカ宣言(1994)に始まるのではないだろうか。「インクルーシブ校の基本的原則は、すべての子どもはなんらかの困難さもしくは相違をもっていようと可能な際はいつも共に学習すべきである」というものである。この宣言を受け、日本においても、平成17年に「発達障害者支援法」、平成18年に「障害者自立支援法」が制定された。同年6月には「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、平成19年4月から特別支援教育は学校教育法に位置づけられ、正式に開始された。

平成15年度から徳島県において小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への総合的な教育支援体制の整備を図るため、校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談等を実施してきている。学校現場の支援体制は整備途上であり、専門的知識や技術、人的環境は充分であるとは言い難いのが現状である。このような状況下で、大学と教育委員会が連携し、徳島県下、徳島市内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校へ学生をボランティアとして派遣する試みを平成18年後期に実施し、平成19年から本格的に実施している。

## 2. 目的

サラマンカ宣言(1994)では「大学は特別なニーズ教育を開発する過程で、とりわけ調査・研究・評価、教育実習生の準備、養成・研修計画の立案や教材に関し、主たる助言・顧問的役割を担うことになる。(中略)また、障害をもつ人びとの視点を十分考慮するため、こうした人びとに研究や養成・研修でなんらかの役割を担ってもらうよう、積極的に関与させることが重要である」とある。県・市の教育委員会と連携し、学生を特別支援教育の補助的支援者として養成することは、この宣言の具現化の1つとも言える。

平成 19~20 年度徳島大学パイロット事業支援プログラム(社会貢献支援事業)と平成 19 年度総合科学部学部長裁量経費創成プロジェクトで徳島大学の学生を主に小学校、中学校の特別支援教育ボランティアとして派遣するという活動を実施しながら特別支援教育ボランティア学生の養成プログラムを作成することを目的としている。平成 19 年度は、学生をボランティアとして小・中学校に派遣することがどのような影響をもたらすかを調べ、そこから新たな課題が導き出されたので、それについて報告することを本報告の目的とする。

## 3. 方法

### 3-1. 徳島県の場合

ボランティア学生は「学生支援員」と呼ばれる。図1は募集案内である。募集は、県教育委員会が大学に依頼し、大学で学生を募集し、その学生を県教育委員会に推薦するという形態を取っている(図2参照)。4月末に県教育委員会から募集依頼があり、学生への募集期間はそこから5月中旬までとした。応募した学生は、学生支援員の派遣を希望している幼稚園・小学校・中学校・高等学校に県教育委員会が調整の上、派遣された。派遣される前にそれぞれの学生は居住地に基づき、特別支援学校で研修を受けた。平成 19 年度は、総合科学部3年生の女性10名が対象者となった。

**徳島県 学生支援員 募集案内**

徳島県では、障害のある子どもたち一人一人の支援を一層充実させるため、学校支援員として活動して下さる学生さんを募集しています。多数のご応募をお待ちしています。

- ①活動内容**  
支援を希望する小学校・中学校等(受入校)で、学級担任の先生の補助として、特別な教育的ニーズのある園児・児童生徒の支援にあたります。
- ②支援員の条件**  
◇大学の指導教官の推薦が必要です。  
◇配属された特別支援学校で、発達障害を含む障害のある園児・児童生徒に対する支援についての研修を受けることになります。
- ③実施期間**  
平成20年10月中旬~平成21年3月上旬 (予定)
- ④支援回数**  
1週間に1回(4時間程度)を基本としています。活動時間など詳しいことは、受入校と相談の上決定します。
- ⑤支援活動費**  
1回につき、1000円お支払いたします。
- ⑥ボランティア保険**  
ボランティア保険への加入は、県教育委員会で一括して行います。
- ⑦その他**  
ボランティア活動証明書を発行いたします。

図1. 徳島県のボランティア学生募集案内

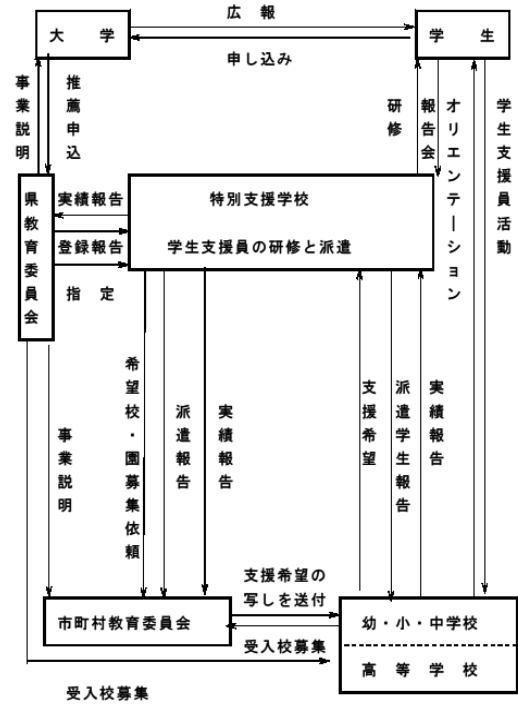


図2. ボランティア学生の養成と支援の流れ

### 3-2. 徳島市の場合

ボランティア学生は「学習支援ボランティア」と呼ばれる(図3参照)。募集は、市教育委員会が大学に依頼し、大学で学生を募集し、その学生を市教育委員会に推薦するという形態を取っている(図4参照)。1月末に市教育委員会から募集依頼があり、学生への募集期間は2月から3月中旬までとし、ボランティア学生の派遣は5月中旬以降であった。学生は、学生支援員の派遣を希望している小・中学校に市教育委員会が調整の上、派遣された。派遣される前に学生は徳島市教育委員会が主催する研修を受けた。平成19年度は、総合科学部4年生男性3名、女性3名、人間・自然環境研究科1年生女性3名、2年生女性1名、合計10名であった。

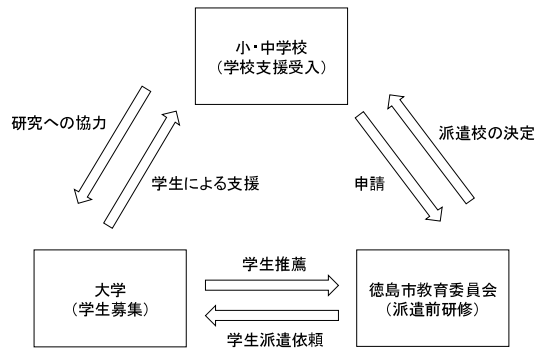


図4. ボランティア学生の養成と支援の流れ

### 3-3. 派遣方法

派遣回数は基本的に4時間/1日/1週であった。時間帯は派遣校によって異なっているが、午前中の派遣という形態が多かった。ボランティア学生にはボランティア保険が適用された。また、名目は異なるが、1,000円/1回(県の場合は支援活動費, 市の場合は交通費等の補助という名目)が支払われた。終了時点でボランティア証明書が発行された。

### 3-4. 調査方法

ボランティア学生の派遣効果について、各学校の特別支援教育コーディネーターに質問紙調査もしくは面接調査を行った。また、ボランティア学生にも面接調査を実施した。

## 4. 結果

### 4-1. 学部内におけるボランティア学生の育成プログラム

ボランティア学生の育成プログラムには学外と学内のプログラムがあった。

学外の研修プログラムは、先ほどの「3. 方法」の項で述べたように、特別支援学校もしくは教育委員会が実施するものである。

学内研修プログラムとしては、2つのプログラムを実施した。一つは学生の記録の検討であった。

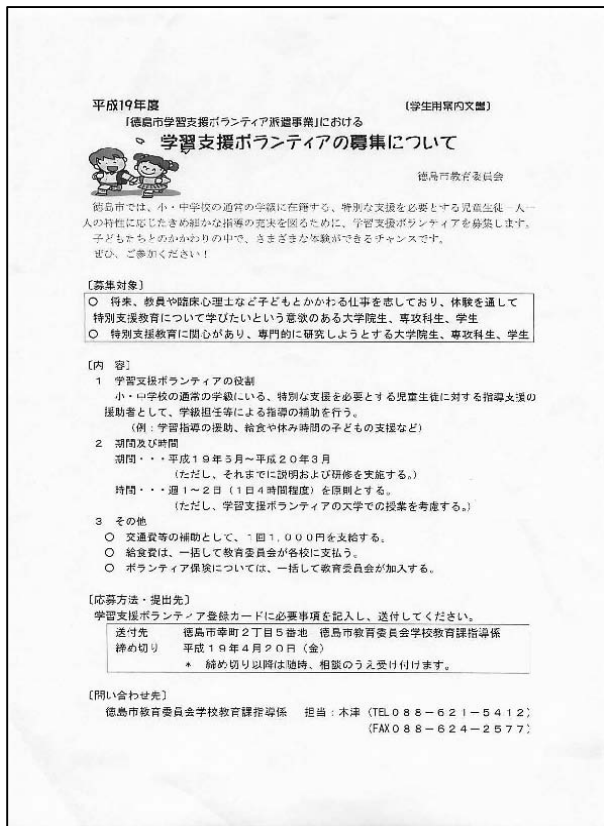


図3. 徳島市のボランティア学生募集案内

表 1. 学内研修プログラム内容

回	内 容
1	今後の進め方についてのガイダンス, ボランティア学生に対する質問紙調査の実施
2	WISCⅢの結果解釈法, DAM の判定方法, ケース検討会
3	WISCⅢの結果解釈法, 書字からの判定方 法, ケース検討会
4	描画による性格判断法, ケース検討会
5	行動観察法, ケース検討会
6	教室の整備法, 指示の出し方, ケース検討会

1回/1週の割合でボランティア学生が取った記録を基に児童生徒の行動の意味, 学生の行動について検討した。もう一つは各学校コーディネーターとボランティア学生に1回/1月の割合で発達障害についての理解を深めるための講義を実施した。主な研修内容は表1に示す通りである。この研修の目的は, 先の目的以外にボランティア学生とコーディネーターとの関係を深めることにもあった。

#### 4-2. 学習支援ボランティアの成果

##### 4-2-1. 派遣校の評価

実施した面接, 質問紙調査の自由記述から得られた派遣校教員の評価として, 主に以下の3点があった。

- ①教室に支援の手と目が増えた(学習支援ボランティアがいることで子どもをみてくれる人が増え, 支援してくれる人が増えた)。
- ②教師とは異なった視点からの子どもの観察(子どもがどのように困っているのかなど)が支援のヒントになった。
- ③学習支援ボランティアのお兄さんの・お姉さんの存在を生かして, 子ども達とふれ合っていた。

##### 4-2-2. ボランティア学生の評価

ボランティア学生に実施した面接から得られた評価は主に以下の3点となった。

- ①子どもと直接に接することで子どもの発達を直に感じ取れる機会となる。
- ②子どもの行動の意味を考える機会となる。
- ③他者との関係づくりを自分で工夫でき, その成果を直接感じ取ることができる。

ボランティア学生の中には, 学生同士のコミュニケーションが取りづらい学生も含まれていた。子どもはさまざまな意味において直接的に言動に出すため, ボランティア学生にとっては自分の言動の結果がわかりやすく, 自分の言動に自信を持てるようになった学生, 自分自身の存在に自信が持てるようになった学生などがあつた。

#### 5. 考察

平成18年6月には「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され, 平成19年4月から特別支援教育は学校教育法に位置づけられ, 正式に開始された。平成15年度からさまざまなモデル事業が全都道府県で開始されてきてはいるが, 学校現場の体制が十分に整えられての開始ではない(戸ヶ崎・酒井・溝邊, 2008)。山崎(2005)は「特別支援教育を実施する以前に整備しておかなければならないことが山積しているように思われる」と述べ, 杉山(2003)は通常学級での特別支援教育の実施について「40人体制の通常教育のみの教育では, 果たして成果が上がるのだろうか」と1学級の人数の多さを懸念している。また, 十分な特別支援教育についての知識も経験も持たない教師が適切な教育を実施できるのだろうかという意見もあつた(大石, 2000)。茂木(2003)は, 「文科省はこの『改革』を金をかけずに, そしてむしろ財源の削減をねらいながら, 実施しようとしている」, 「極端に言えば, すべてが現場の教職員の努力にゆだねられようとしている」と述べている。

このような課題がある中で実際に特別支援教育が進められている。大石(2006)は, ①人的・物的条件の確保, ②きめ細かな対応を行ううえでの時間の確保, ③より良い教育実践を生み出す教員・学校のバックアップ体制の必要性を挙げている。本報告で実施しているボランティア学生の派遣はこれらの課題の中の「人的条件の確保」の一助に

なると言える。

今回、派遣校にとってもボランティア学生にとっても良かった点のみ評価されている。しかし、今後も大学生をボランティアとして活用することを継続していくとすれば、新たにいくつかの課題が生じる。①毎年、一定人数を量的に確保すること、②ボランティア学生の質的向上を図ることなどが挙げられるだろう。大石(2006)は、大学生をボランティアとして活用するためには、①活用される大学生に必要な基礎資格や最低限の学修条件を明らかにすること、②採用にあたり、教育行政の責任において行われる教育研修会を体系化し、確保すること、③社会人が学生に定期的なスーパービジョンを行う体制を構築することなどを挙げている。①に関しては、図3にあるが、「将来、教員や臨床心理士として子どもと関わる仕事を志しており、体験を通して特別支援教育を学びたいという意欲のある大学生、大学院生」というように資格要件を設けている。しかし、最低限の学修条件は課していない。今後、大学でどれだけ特別支援教育に関わるさまざまな知識や技量を習得しているかを派遣校から問われることも生じるかもしれない。②に関しては、県教育委員会は特別支援学校での研修、その他にも年に数回講演会への出席などを義務づけている。また、市教育委員会においても市教育委員会が主催する研修を義務づけ、年に数回の講演会を開催している。それ以外に大学内において、特別支援教育コーディネーターと共に特別支援教育における子ども理解方法についての講義を実施している。③に関しては、1回/1週の割合でボランティア学生が取った記録を基に児童生徒の行動の意味、学生の行動について報告者がボランティア学生と検討した。

特別支援教育への学生派遣は、学生にとってどのような意義があるのかについて考えてみる。学校体制や教育内容・方法の改革を進める次世代として、学生の社会的、職業的自律の達成の機会となる(大石, 2006)。また、特別な支援を必要としている児童生徒を含め、さまざまな児童生徒との個別の関わり、教師との関わり、学校という体制を知ることなどは、ボランティア学生自身の人間的成長にもつながっているとところもあったと言え

る。この意味においてボランティア学生の派遣は医学部で実施している「ヒューマンコミュニケーション」の授業と共通する部分があると言える。

「ヒューマンコミュニケーション」授業では、保育所で乳幼児と学生が1対1で向き合うという体験を7回程度継続して行っている。この体験を通して学生は、子ども理解を深め、子どもの立場に立った考え、行動ができるようになってきている(山本・岡本・寺嶋・山田・長宗・小野・安井・高塚 2007)。

今後の課題を具体的に考えると、ボランティア学生の確保という課題がある。平成19年度は総合科学部人間社会学科人間行動コースの学生と人間・自然環境研究科の大学院生がボランティア学生のほとんどを占めていた。派遣校の中学校では、いわゆる理科系の科目である理科や数学の支援が必要な場合もあり、そういう意味で総合科学部自然システム学科の学生、工学部、医学部、歯学部、薬学部に在籍する学生の参加も必要である。しかしながら、各学部のカリキュラムが充実しすぎているため、4時間/1日/1週という時間が確保しにくい学生が多いのが現状である。今後、全学共通教育科目などを利用してボランティア学生の確保ができるかを検討していきたい。

また、現在はボランティア学生に対して、活動終了後にボランティア証明書が各教育委員会から発行されている。今後、全学共通教育科目の社会性形成科目群共創型学習、総合科学部であれば学部共通科目インターンシップ実習などに位置づけ、単位化することも検討していきたい。

最後に、ボランティア学生の質的向上の課題である。「大学は特別なニーズ教育を開発する過程で、とりわけ調査・研究・評価、教育実習生の準備、養成・研修計画の立案や教材に関し、主たる助言・顧問的役割を担うことになる。(中略)また、障害をもつ人びとの視点を十分考慮するため、こうした人びとに研究や養成・研修でなんらかの役割を担ってもらおうよう、積極的に関与させることが重要である」と言われている(サラマンカ宣言, 1994)。先に述べた「社会人が学生に定期的なスーパービジョンを行う体制を構築することなどを挙げている」という中の「社会人」は大学教員であ

ると言える。大学がどのようなスーパーバイザー体制を作っていけるかが問われていると言えよう。

本報告は、平成19年度パイロット社会貢献支援事業「特別支援教育のための学習支援ボランティア教育支援プログラム」、平成19年度学部長裁量経費の成果報告の一部である。

### 参考文献

- 茂木俊彦 2003 特別支援教育と障害児の学習権  
茂木俊彦編 障害は個性かー新しい障害観と  
「特別支援教育」をめぐる一 大月書店  
133-165.
- 大石幸二 2000 知的障害教育における「現場研  
修」への応用行動分析学のアプローチ 特殊  
教育学研究 38 53-63
- 大石幸二 2006 教育心理学と実践活動 特別支  
援教育の実践活動をめぐる課題 ー通常の学  
級の整備と大学生の活用ー 教育心理学年報  
45 155-161.
- 杉山登志郎 2003 特別支援教育と小児精神医学  
杉山登志郎・原仁著 特別支援教育のための  
精神・神経医学 学習研究社 6-22
- 戸ヶ崎泰子・酒井裕市・溝邊由美子 2008 小中  
学校の特別支援教育における学生支援員活  
用の試み 宮崎大学教育文化学部紀要 教育科学  
19 135-146.
- ユネスコ・サラマンカ宣言 1994. 6.  
<http://homepage2.nifty.com/1234567890987654321/Salamanca-Statement.html#ST> (検索日  
2007. 5. 15.)
- 山崎晃資 2005 なぜいま特別支援教育なのか  
これからの特別支援教育のために 軽度発  
達障害の子への援助の実際 児童心理 59  
2-12
- 山本真由美・岡本愛・寺嶋吉保・山田進一・長宗  
雅美・小野香代子・安井夏生・高塚人志  
2007 「医療系学生の保育所実習による子育  
て支援」～心理学的手法を用いた平成19年  
度前期取組の分析～ 第236回徳島医学会学  
術集会